# 肝炎定期検査費用助成のご案内

肝がんの原因は、ウイルス性肝炎が8割を占めています。 経過観察は、専門医を受診し、定期検査を受けましょう。



助成を受けることができるのは?



#### 助成対象の費用は?



○以下の要件に該当する方

- ・神奈川県内に住民票がある
- ・健康保険等の公的医療保険に加入している
- ・肝炎ウイルスの感染を原因とする 慢性肝炎、肝硬変及び肝がん患者 (治療後の経過観察を含む)
- ・定期検査を肝臓専門医療機関で受診
- / 世帯全員の市町村民税の所得割額 235,000円未満、または非課税世帯
- ・申請の際に、陽性者フォローアップ 事業への同意をしている
- ・肝炎治療受給者証の交付を受けて いない



- ○定期検査を受けた際の医療費の自己負担分のうち、自己負担 上限額※1を超えた金額(保険適用分)です。
- ○助成回数は、1年度(4月~翌年 3月)につき2回までです。
- ○対象項目は、初診料、再診料、 ウイルス性疾患指導料、検査料 (血液形態・機能検査、出血・凝 固検査、血液化学検査、腫瘍 マーカー、肝炎ウイルス関連検 査、微生物核酸同定・定量検査、 画像検査)で、厚生労働省で定 めた項目※2となります。 なお、証明書料は助成対象とは なりません。



所得制限があります。 <u>検査前に助成要件に合致</u> するか確認してください。

# ※1 自己負担額一覧自己負担額 (1回につき)区 分慢性肝炎肝硬変 肝がん世帯の市町村民税 (所得割) 課税年額 が、235,000円未満の世帯に属する者2,000円3,000円住民税非課税世帯に属する者0円0円

※2 助成対象検査項目			
		B型肝炎ウイルス	C型肝炎ウイルス
	血液形態・機能検査		
	出血・凝固検査		
	血液化学検査	総ビリルビン、直接ビリルビン、総蛋白、アルブミン、ALP、 ChE、γ-GT、総コレステロール、AST、ALT、LD	
	腫瘍マーカー	A F P 、 A F P - L 3 %、 P I V K A - II 半定量、 P I V K A - II 定量	
	肝炎ウイルス関連検査	H B e抗原、H B e抗体、 H B V ジェノタイプ判定等	H C V血清群別判定
	微生物核酸 同定・定量検査	H B V核酸定量	H C V核酸定量
	超音波検査	断層撮影法(胸腹部)	



# 定期検査を受診する前に確認してください。



- 定期検査を受診する医療機関は、 神奈川県または東京都が指定する肝臓専門医療機関ですか。
- □ B型肝炎のみ、またはC型肝炎のみ対応している肝臓専門医 療機関もありますので、事前に連絡をして定期検査が可能か 確認してください。
- □ 証明書料は、助成対象外となります。



, 肝臓専門医療機関リスト





#### 手続きの方法は?



# 受診

神奈川県または 東京都が指定の 肝臓専門医療機 関で定期検査を 受診

自己負担額決定の 根拠となる、世帯 の市町村民税所得 割額の合計額につ いて、条件が合致 すれば特例があり ます。 詳しくはお問い合

わせください。

#### 必要書類

#### ①申請書

- (※神奈川県ウイルス性肝炎 患者等の検査費助成
- 申請書兼請求書
- ②「肝臓手帳」の医師が証明した 病態(慢性肝炎、肝硬変、肝が ん)が確認できるページの写 しまたは医師の診断書(※)
- ③世帯全員を証明する住民票 (マイナンバー記載のないもの)
- ④世帯全員の市町村民税課税等 を証明するもの (課税(非課税)証明書等)
- ⑤受診した定期検査に係る 領収証
- ⑥受診した定期検査に係る 診療明細書

## 申請

申請書類(1)~⑥) を神奈川県がん・ 疾病対策課肝疾患 担当あて郵送等で 提出

送付先

(※)様式類は、神奈川県ホームページ「検査費助成制度について」 (http://www.pref.kanagawa.jp/docs/nf5/cnt/f7029/p1034831.html) または神奈川県がん・疾病対策課へ郵送請求してください。



## 申請書類送付先

〒231-8588 横浜市中区日本大通1 神奈川県 健康医療局 保健医療部 がん・疾病対策課 肝疾患担当あて

お問い合わせ先



045-210-4795

神奈川県 健康医療局 保健医療部 がん・疾病対策課 肝疾患担当まで